

## 地域介護予防活動（通所）事業

この事業は参加者同士が交流を図ることで、認知症・閉じこもり・要介護状態になることを予防し、生きがいを持った生活をできるだけ長く継続することを目的に、坂井市から委託を受けて坂井市社会福祉協議会が実施しています。

**対象者** 坂井市在住の概ね65歳以上の方で、下記の要件をすべて満たす方

- ① 利用日時を確認して参加できる方
- ② 歩行、立ち座り、車の乗降などの日常動作が不安なくでき、介護予防のためのプログラム（体操、レクリエーション等）に参加できる方
- ③ 介護保険の要介護1～5の認定を受けていない方
- ④ 介護保険の要支援1・2の認定を受けている場合は、他の通所サービスを利用していない方

**申請方法** 本紙裏面のお問合せ先までご連絡ください。

- ① 担当者がご自宅に訪問し、普段の生活の様子などを簡単にお聞きしたうえで、坂井市へ利用申請書を提出していただきます。
- ② 見学もできますので、ご希望の方はお申し出ください。  
（見学者の送迎はできません。）

**日程** 令和5年5月15日（月）より

町内各所送迎

- 10：00～ 健康チェック、介護予防活動
- 11：30～ 口腔体操等、昼食準備
- 12：00～ 昼食、休憩
- 13：00～ 町内各所送迎

※8月頃からご利用時間が10：00～15：00になる予定です。

※お住いの地区によりご利用の曜日を指定させていただいております。

あらかじめご了承くださいませようお願いします。

**利用料** 1回700円

**内容** 健康チェック・介護予防のためのプログラム  
（血圧測定、運動機能強化体操、ゲーム、脳トレ、創作活動、レクリエーション、教養講座、趣味活動 など）

★日々の暮らしのなかで困りごとなどあれば、お気軽にご相談ください★

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会